

医政支発0614第1号
健難発0614第1号
令和元年6月14日

各国立ハンセン病療養所長 殿

厚生労働省
医政局医療経営支援課長
健康局難病対策課長
(公 印 省 略)

歴史的建造物等の保存について（依頼）

歴史的建造物等の保存については、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）及びハンセン病問題対策協議会における確認事項を踏まえ、国立ハンセン病療養所に存在するハンセン病隔離政策の歴史・実態を後世に伝える建造物等で保存対象候補となり得るものについて、当面の取組として補修を行ってきたところである。

今般、「歴史的建造物の保存等検討会」において、本格的な保存に向けた基本的な考え方を整理したので、各療養所におかれては、別紙1「歴史的建造物の保存に向けた基本的な考え」に基づき、保存の対象・方法等について検討の上、別紙2「歴史的建造物等保存対象リスト」等を健康局難病対策課宛て提出されたい。

【提出書類】

- 「歴史的建造物保存対象リスト」（本通知別紙2）
- 各療養所の全体構想
- 保存に係る工程表（作業スケジュール）

<照会先・提出先>

厚生労働省健康局難病対策課

ハンセン病係（秋山、山形）

TEL:03-5253-1111（内線2980・2369）

E-mail: akiyama-atsushi@mhlw.go.jp

yamagata-takahiro@mhlw.go.jp

歴史的建造物等の保存に向けた基本的な考え

【目的】

歴史的建造物等保存事業は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第18条及びハンセン病問題対策協議会における確認事項を踏まえ、国立ハンセン病療養所に存在するハンセン病隔離政策の歴史・実態を後世に伝える建造物・史跡・資料を保存することによって、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する普及啓発を実施し、ハンセン病患者の名誉回復を図ることを目的とする。

【対象の選定】

国のハンセン病隔離政策を伝える建造物・史跡・資料を保存の対象とし、次の観点を考慮し選定することとする。

1. 隔離政策の歴史を象徴する建造物・史跡・資料（文書資料、現物資料）
 - a. 隔離政策の状況を伝えるもの
 - b. らい予防法の施行状況や療養所の運営等に関するもの
 - c. 隔離されたことによる生活の実態を伝えるもの
 - d. 隔離政策によって生まれた生活状況（教育、信仰等）を伝えるもの
 - e. 当該療養所以外には同種の施設が残存しないもの

※留意事項

- ・補修等が必要な場合は、その実現可能性も判断材料とする。
- ・再現は行わない。
- ・ハンセン病対策の歴史を伝える要素がない場合は対象としない。
- ・現在の医療機関機能（療養所としての維持管理機能を含む）や地域開放により貸し付けている土地・施設は対象としない。

2. 建築史的価値を有する建造物

- a. 古さ（竣工年が比較的古く、当初の状態をよくとどめていること。）
- b. デザインや技術の優秀さ（デザインや構造・材料などに関して建築の特徴がみられるとともに、評価できる工夫がみられること。）
- c. 地域性（その地域の特性がデザインや技術等に反映されており、その地域において貴重な建築遺産と考えられること。）

【保存方法の検討】

主に、建造物や史跡の保存方法を、以下を参考に検討する。

- a. 見学者等の立ち入りが可能なレベルの建造物の補修、史跡の整備を行うもの。（建造物については、建築史的価値の有無に関わらず、積極的な補

修を行う。)

- b. 建造物や史跡の状況に応じて、立ち入り制限等を行い、積極的な補修を行わないもの。
- c. 登録有形文化財及び史跡として保存するもの。
- d. 建造物や史跡のそのものは残さず、それに代わる石碑、案内板、写真、映像資料等の記録の保存をするもの。

【療養所の全体構想】

療養所の将来構想を踏まえ、永続化に向けた土地のエリア区分(ゾーニング)を含んだ全体構想の検討を行う。

※留意事項

- ・納骨堂を追悼の場として保存するとともに、社会交流会館等を活用した普及啓発活動のあり方を検討する。
- ・保存対象を活用した普及啓発にあたり、対象建造物の移設等も考慮する。
- ・各療養所の状況を踏まえて、地元自治体等と連携して行う。

【検討の進め方】

各療養所で、入所者自治会とともに、保存方法も踏まえた保存対象のリスト(案)を作成する。

その後、厚生労働省担当者、歴史的建造物の保存等検討会委員(調査担当)、地元自治体代表等をメンバーとして加えたワーキンググループを各療養所で設置し議論を行う。

意見を取りまとめて、歴史的建造物の保存等検討会へ報告する。

歴史的建造物等保存対象リスト (案) (〇〇園) <記載例>

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用 千円	WGの意見	備考
1	1 a,b	a	〇〇会館	【用途】事務所 【建設年】昭和〇年〇月 【構造】木造 【規模】地上2階 【面積】〇〇㎡ 【履歴】 など							
2	1 e	d	〇〇施設	【用途】〇〇を行う施設 【建設年】昭和〇年〇月 【構造】木造 【規模】地上2階 【面積】〇〇㎡ 【履歴】 など							
5											
3				【用途】 【建設年】 【構造】 【規模】 【面積】 【履歴】 など							
4				【用途】 【建設年】 【構造】 【規模】 【面積】 【履歴】 など							

【検討の進め方（フロー図）】

保存対象リスト（案）の作成

- 「歴史的建造物等保存対象リスト（案）」を作成

※作成に当たっては入所者自治会と十分に調整して下さい。



ワーキンググループ（WG）における議論

- WGの設置

【委員構成】

- ・入所者自治会代表者
- ・療養所代表者
- ・地元自治体代表者
- ・歴史的建造物の保存等検討会委員（調査担当）
- ・厚生労働省担当者（健康局難病対策課職員）

- WGにおける議論、意見とりまとめ

療養所の将来構想を踏まえ、

- ・歴史的建造物等を活用した普及啓発や療養所の利用方法等を検討
- ・保存対象リスト（案）について、「基本的な考え」における対象選定の観点や保存方法が妥当なものか、実現可能性も含め議論



意見とりまとめ後、歴史的建造物の保存等検討会へ報告